

狩猟免許取得者養成について

京極町ではヒグマ・エゾシカ等による農林業被害を防ぐため、京極町鳥獣被害防止計画に基づき、侵入防止柵（電気柵）の普及と捕獲体制の強化を実施しています。電気柵等の施設整備は普及しつつありますが、有害鳥獣捕獲体制の担い手である新たな狩猟免許所持者の養成が急務となっています。

つきましては、以下のとおり狩猟免許等の取得費用を助成します。

1. 補助対象経費及び補助率

①狩猟免許及び猟銃所持許可取得費用 補助率 100%（100 円未満切捨 上限額 10 万円）

②猟銃及び保管庫等取得費用 補助率 100%（100 円未満切捨 上限額 30 万円）

※②に対する補助は 1 回に限り、①の補助対象者であること等を条件とします。

2. 交付対象者

京極町に住所または家屋があり、町税等を滞納していない方
ただし、道猟友会倶知安支部京極部会への加入を条件とします。

3. 交付申請から実績報告

①補助金交付申請（様式は役場にあり）→交付決定

必要書類は補助対象経費の確認書類として領収書等の写し

②実績報告→補助金の支払い

必要書類は取得した免許証、許可証等の写し

※免許証、許可証取得完了後の交付申請も取得した年度内であれば可能です。

4. 狩猟免許等取得後の身分と活動について

- ・上記のとおり、道猟友会倶知安支部京極部会に加入していただきます。そのうえで、京極町長が京極町鳥獣捕獲員に任命します。地方公務員非常勤特別職として有害鳥獣出没地域での被害防止対策に従事していただきます。
- ・報酬は出勤 1 回あたり 3,000 円です。また以下のとおり捕獲した鳥獣に応じた報償費をお支払いします。（金額は 1 頭あたり）

ニホンジカ	20,000 円	ヒグマ	50,000 円	カラス	700 円
アライグマ・キツネ・タヌキ	5,000 円				
- ・鳥獣捕獲員としての活動においては、経験年数の長い鳥獣捕獲員が必要に応じてフォローします。

お問い合わせは「京極町役場産業課林務係：電話 42-2111」まで